



かごしまし みらいおうえんじょうれい ばん 鹿児島市こどもの未来応援条例（こども版）

れいわ ねん がつ にち
令和5年5月5日から

まえぶん 前文

こどもは、一人ひとりが様々な個性や能力、大いなる可能性をもったかけがえのない存在です。

こどもは、おとなと同じように基本的人権があります。そして、成長している途中でもあることから、こどもにとって最も良いことを大切にして、児童の権利に関する条約で保障されている「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」といったこどもの権利が守られる必要があります。

最近では、こどもが少なくなり、様々な形の家族が増え、地域で人と人がつながる機会が少なくなるなど、こどもたちを取り巻く環境が大きく変化しています。また、児童虐待や家庭の貧困、いじめ、不登校、ヤングケアラーなど、こどもに関係する多くの問題が起きていて、これらの問題はこどもの人権と深く関係しています。

こどもは、いろいろな経験を重ね、多くの人と関わる中で、自分を大切にする心、周りの人を大切にする心や感動する心、社会に対する興味が育っていきまします。おとなは、こどもを一人の基本的人権をもつ存在として大切にし、こどもの思いを受け止め、愛情を持って寄り添い、自立に向けて成長を支えていく必要があります。

鹿児島市では、これまでも地域でこどもを大切に育ててきました。そして、未来の社会を引き継いでいくこどもが、こどもらしく今を生きることができて、夢や希望をもちながら、心も体も元気に育つことが、私たちおとなの強い願いです。

私たちは、日本国憲法、児童の権利に関する条約、こども基本法などの考え方を大切にして、全てのこどもが生まれながらにもっている権利を最大限大切にします。そして、こどもの成長をみんなで協力して支えていきます。このことにより、生まれ育った環境にかかわらず、全てのこどもが元気に成長し、将来に向けて夢や希望をもてる鹿児島市を目指し、この条例をつくりまします。

※^{きほんてきじんけん}基本的人権：^{ひと}人が^{しあわ}幸せに^い生きるために、^う生まれながらも^{持っている}基本的な^{きほんてき}権利^{けんり}（^{なに}何か^{かつどう}活動したりしなかつたりすることを^{じぶん}自分で^{えらぶ}選べる^{じゆう}自由）

※^{じどう}児童の^{けんり}権利に関する^{かん}条約：^{じょうやく}こどもが^{ひとり}一人の^{にんげん}人間として^{きほんてきじんけん}基本的人権をもち、^{きほんてきじんけん}基本的人権を^{つか}使うことを^{まも}守るための^{こくさいてき}国際的な^{ルール}ルール

※^{ぎやくたい}虐待：^{からだ}体に^{ぼうりょく}暴力を^{ふる}ふるうこと

^{ことば}言葉や^{たいど}態度で^{こども}こどもの^{こころ}心を^{きず}傷つけること

^{ほごしや}保護者として^{しなくてはいけ}なくては^{いけ}いけない^{こども}こどもの^{せわ}世話や^{きょういく}教育を^ししないこと

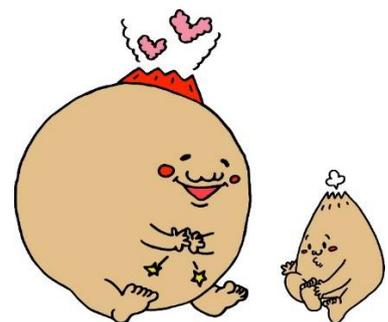
^{むりやり}むりやり^{からだ}体を^{さわ}さわったり、^だ抱き^つついたり^{する}すること

※^{ほんとう}本当なら^{おとな}大人が^{かんが}すると^{かんが}考^ええられて^{いる}いる^{かじ}家事や^{かぞく}家族の^{せわ}世話などを、^{ふだん}普段か^{おこな}ら^行行^っっ^てて^いい^るる^{こども}こどもの^{こと}こと

※^{にほんこくけんぽう}日本国憲法：^{こくみん}国民が^{くに}国に^{まも}守^っっ^てて^らら^うう^{べき}べき^{ルール}ルールを^き決^めめ^たた^{もの}もの

※^{こども}こども^{きほんぽう}基本法：^{こども}こどもの^{けんり}権利を^{まも}守^るる^{ぜんたいてき}全体的な^{ほうりつ}法律

※^{じょうれい}条例：^{ちほう}地方^{こうきょうだんたい}公共団体（^{わたし}私たちが^{ちいき}住^んん^でで^いい^るる^{ちいき}地域を^{うんえい}運^営営^すする^{とどうふけん}都道府県や^{しちょうそん}市町村など）
^{じぶん}が^き自^らら^たた^ちち^でで^き決^めめ^たた^{ルール}ルールの^{こと}こと



マグマシティ PR キャラクター

火山の妖精 マグニョン

(この条例の目的)

第1条 この条例は、こどもが元気に育つための基本的な考え方を定めます。そして、鹿児島市やおとなの役割を書いて、こどもに関係する取り組みを全体的に継続して進めるために大事なことを定めます。そうすることによって、全てのこどもが元気に成長して、夢や希望をもてる鹿児島市になることを目指します。

(言葉の意味)

第2条 この条例に書かれている言葉の意味を説明しています。

- (1) こどもとは、18歳になっていない人のことです。(18歳以上でもこどもに含まれる場合もあります。)
- (2) 保護者とは、お父さんやお母さん、育ての親など、こどもと一緒に生活している人や、こどもの生活に責任がある人のことです。
- (3) 育ち学ぶ施設とは、保育園や認定こども園、幼稚園、学校や児童クラブ、図書館や病院、学習塾など、こどもたちが通ったり、利用したりする場所のことです。
- (4) 市民とは、鹿児島市に住んでいる人のことです。他にも、鹿児島市に住んでいなくても鹿児島市の学校に通っている人、鹿児島市にある会社で働いている人も入ります。ただし、こどもは入りません。
- (5) 地域とは、町内会やあいご会、民生委員さんなど、自分が住んでいる地域のために、何かしらの活動をしている人たちのことです。
- (6) 事業者とは、会社やお店などのことです。
- (7) こども施策とは、こどもが元気に成長するため、こどもや保護者を支える取り組みのことです。

(この条例における基本的な考え方)

第3条 こどもが元気に成長できるよう、おとなは以下の基本的な考え方に基いて取り組みを進めます。

- (1) こどもが基本的人権をもっているということを大切にします。
- (2) こどもに関係することを決める時は、こどもの年齢や成長によって、こどもの意見を大切にします。また、こどもの立場に立って、こどもにとって最も良いことを一番に考えます。

(3) こどもは、おとなと^{いっしょ}に^{しゃかい}社会をつくる^{なかま}仲間です。また、こどもは、^{いま}今の^{しゃかい}社会を^い生きている^{なかま}仲間であり、^{みらい}未来の^{しゃかい}社会を^ひ引き継いで^ついく^{そんざい}存在でもあるので、こどもが^{すす}進んで^{しゃかい}社会に^{さんか}参加することができるようにします。

(4) おとなは、それぞれの^{やくわり}役割を^は果たしながら、^{きょうりよく}みんなで^あ協力し合って、こどもが^{げんき}元気に^{そだ}育つように^{ささあ}支え合います。

(5) こどもたちの^{こゑ}声や^{ねが}願い、またこども^{ひとりひとり}一人一人が^{たいせつ}大切にされて、こどもが^{じぶん}自分らしく^い生きることができ、^{じぶん}自分の^{かのうせい}可能性を^の伸ばすことができる^{まち}まちをつくることは、^{すべ}全ての人にとって^{ひと}優しい^{やさ}鹿児島市になるということです。そのために、^{たちば}いろいろな^{ひと}立場の人が^{いっしょ}一緒にこどもを^{ささ}支える^{とく}取り組みをしていきます。



マルニヨン

第2章 鹿児島市やおとながやらなくてはならないこと

(鹿児島市がやらなくてはならないこと)

第4条 鹿児島市は基本的な考え方に基づいて、子どもに関係する取り組みを全体的にまとめながら、計画を立てて進めていきます。

2 鹿児島市が子どもに関係する取り組みを進める時は、いろいろな立場の人と協力して、国や鹿児島県、他の市町村とも力を合わせて取り組みます。

3 鹿児島市は、いろいろな立場の人が子どもを支える役割を果たすことができるよう、おとなの人を支えて、一緒に力を合わせて取り組むことができるようになります。

4 鹿児島市は、子どもに関係する取り組みを広く行い、今よりもしっかりとした内容になるよう、組織の役割分担を見直したり、必要なお金を準備したりします。

(保護者がやらなくてはならないこと)

第5条 保護者は、子どもを育てることについて最も大切な役割があることを理解します。また、困った時は1人で不安などをためないで、周囲から必要な協力をもらって、以下の役割を果たすようにします。

(1) 子どもが、心も体も安心して過ごすことができ、元気に育つことができる家庭にします。

(2) 子どもを、赤ちゃんの時から一人の人間として認めて、子どもが自分を大切にする気持ちをもてるようにします。そして、子どもの年齢や成長によって、基本的な生活習慣を身に付けたり、周りの人を大切にする心や感動する心、社会に対する興味をもつことができるように支えます。

(育ち学ぶ施設がやらなくてはならないこと)

第6条 育ち学ぶ施設は、子どもが元気に育つための大切な場所であることを理解して、以下の役割を果たすようにします。

(1) 子どもの年齢や成長によって、子どもが自分で考え、学び、行動することができるように、子どもを支えます。そのために、子どもの意見を大切にしたり、子どもと一緒に話をしたり、一緒に考えたりします。

(2) いろいろな人たちと一緒に過ごすことで、子どもが周りの人を大切にする心や感動する心、社会に対する興味をもつことができるように支えます。

(3) こどもが安全で安心して過ごすことができるようにします。また、悩みや困りごとを抱えたこどもに早く気付いて、必要な時には、そのこどもを助けるようにします。

(市民がやらなくてはならないこと)

第7条 市民は、社会みんなでこどもを支えることの大切さについて考え、理解するようにします。また、地域の活動に参加したり協力するなどして、こどもが元気に育つように協力します。

(地域がやらなくてはならないこと)

第8条 地域は、社会みんなでこどもを育てるという考えをもって、以下の役割を果たすようにします。

(1) 地域は、こどもが周りの人を大切に作る心や感動する心、社会に対する興味を育てる場所です。また、こどもが安全で安心して遊んだり、学ぶことができるようにします。

(2) 地域の人たちで交流したり、見守りなどを行ったりして、こどもが元気に育ち、保護者が安心してこどもを育てることができるような地域にします。

(3) 地域活動をする時は、こどもがいろいろな年齢の人やこども同士で交流できて、いろいろな体験をすることができるようにします。

(事業者がやらなくてはならないこと)

第9条 事業者が仕事を行う時は、こどもの権利を大切にして、社会に与える影響や責任を考えて、以下の役割を果たすようにします。

(1) 働く人が、安心してこどもを生み、育てることができるよう、子育てに対して理解するようにします。そして、働く人が子育てと仕事をバランスよくできるよう、働く環境を良くします。

(2) 鹿児島市や地域が行うこどもを支えるための取り組みや、こどもたちが行う自主的な取り組みに協力します。そして、こどもたちが世の中の仕組みや、働くことについて知ることができるよう、仕事の見学や体験、勉強会などの機会を提供するようにします。

(3) 会社やお店などの建物で、こどもが安全に過ごせるようにして、こどもや保護者のことを考えた作りをするようにします。

(^{そだ まな しせつ しよくいん} 育ち学ぶ施設の職員を支える取り組み)

^{だい じょう かごしまし そだ まな しせつ そだ まな しせつ はたら しよくいん}
第14条 鹿児島市や育ち学ぶ施設は、育ち学ぶ施設で働いている職員がこどもの権利を大切にして、こどもが元気に育つために必要な仕事ができるよう、その職員を支える取り組みをします。

2 ^{そだ まな しせつ ほごしゃ ちいき ひと たい しせつ じょうほう だ} 育ち学ぶ施設は、保護者や地域の人に対して施設の情報を出すなど、みんなで協力して、その施設を動かしていくようにします。

(^{ときどき とくく} その時々の子どもにふさわしい取り組み)

^{だい じょう おとなは こころ からだ きずつ さべつ ぎやくたい}
第15条 おとなは、こどもの心や体を傷付けるような差別・虐待・いじめ・体罰などが起こらないようにします。もしも、そのようなことが起きてしまったら、早く気付くようにして、特別な支えが必要な場合は、そのこどもにふさわしい取り組みをします。その時は、こどもの意見を大切にしながら、こどもにとって最も良いことは何かを一番に考えて対応します。

(^{よき そうだん とくく} こどもにとって、より良い相談ができるための取り組み)

^{だい じょう かごしまし そだ まな しせつ そだ まな しせつ かんけい そうだん}
第16条 鹿児島市は、こどもから相談があった時、またはこどもに関係する相談があった時は、関係する人たちと協力して、できるだけ早く対応します。その時は、相談の内容にふさわしい対応をするようにします。

2 ^{かごしまし そだ まな しせつ ひと あんしん そうだん} 鹿児島市は、相談をする人が安心して相談することができるよう、こどもの立場に立って、いろいろな相談の方法や、相談できる機会をつくるようにします。

3 ^{かごしまし かごしまし おこな そだ まな しせつ かごしまし いがい おこな} 鹿児島市は、鹿児島市が行っている相談や、鹿児島市以外でも行われている様々な相談について、こどもたちに情報を伝えていくようにします。

(^{じょうれい ないよう ひろ し とくく} 条例の内容について広く知らせる取り組み)

^{だい じょう かごしまし じょうれい ほごしゃ ささ とくく ないよう}
第17条 鹿児島市は、この条例や、こどもや保護者を支える取り組みの内容について、こどもやおとなに広く知らせる取り組みをします。

(^{かんけい とくく すず ちようさ じょうほう あつ} こどもに関係する取り組みを進めるための調査や情報を集めること)

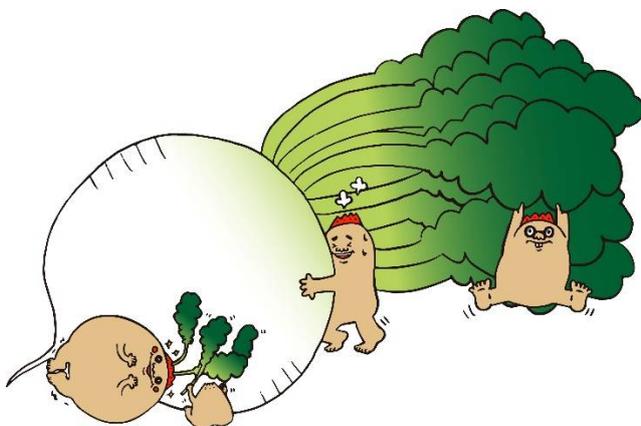
^{だい じょう かごしまし かんけい とくく すず ひつよう ちようさ}
第18条 鹿児島市は、こどもに関係する取り組みを進めるために、必要な調査をしたり、情報を集めたりします。そして、その結果については、必要な時に、広く知らせるようにします。

(取り組みを進めるための計画づくり)

第19条 鹿児島市は、この条例に基づいた取り組みを進めるため、計画をつくり
ます。

2 この条例に基づく取り組みがどのように進んでいるのか、「鹿児島市子ども・
子育て会議」で確認していきます。

※鹿児島市子ども・子育て会議：地域のこどもたちや、子育て中の保護者を支えるために、
鹿児島市のこどもや子育てに関係するおとなが集まって話
し合う会議



マグマシティ PR キャラクター

火山の妖精 マグニョン